

岩手県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町及び同郡田野畑村
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年6月20日から令和6年3月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 空中写真測量